

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、（仮称）四條畷市新小学校等整備事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に係る評価結果を公表する。

平成 27 年 9 月 28 日

四條畷市長 土井 一憲

特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

(仮称) 四條畷市新小学校等整備事業 (以下「本事業」という。)

2. 事業に供される公共施設

(仮称) 新小学校 (以下「新小学校」という。) 及び既存校 (四條畷中学校、四條畷西中学校、忍ヶ丘小学校、くすのき小学校) の改修

3. 公共施設等の管理者の名称

四條畷市長 土井 一憲

4. 事業の目的

四條畷市 (以下「市」という。) は、四條畷市まちづくり長期計画を策定し、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を存分に生かし、四條畷らしい居住性の高いまちづくりをめざして取り組んでいる。

その取り組みの一環として、四條畷市教育環境整備計画を策定し、市内の小中学校の再編整備を実施し、再編後の小中学校を拠点とした、新たなコミュニティ重視のまちづくりを進めることとしている。

本事業は、上記のまちづくりを進めると同時に、教育環境のさらなる向上をめざして新小学校等の整備および既存校の改修を行うものである。

5. 事業の概要

① 対象施設

新小学校、四條畷中学校、四條畷西中学校、忍ヶ丘小学校、くすのき小学校

② 事業の範囲

本事業で選定された民間事業者による共同企業体もしくは民間事業者が設立する特別目的会社 (SPC) (以下総称して「事業者」という。) が行う主な業務は次のとおりである。具体的な事項については、募集要項等において提示する。

ア 学校施設の整備業務

- (ア) 四條畷南中学校の解体
- (イ) 新小学校の整備
- (ウ) 四條畷中学校の技術棟の撤去

- (エ) 四條畷中学校の小中連携棟、クラブ活動用倉庫の整備
 - (オ) 四條畷中学校の既存校舎、既存体育館の改修
 - (カ) 四條畷西中学校のプール付き体育館、クラブ活動用倉庫の整備
 - (キ) 四條畷西中学校の既存校舎の改修
 - (ク) 忍ヶ丘小学校の既存校舎、既存体育館、既存プールの改修
 - (ケ) 忍ヶ丘小学校前の歩道橋の改修
 - (コ) くすのき小学校の既存校舎における地域開放型図書室の整備
 - (ク) くすのき小学校の既存体育館、既存プールの改修
 - (シ) 工事に伴う備品の設置及び移設等の関連業務
 - (ス) 工事監理業務
 - (セ) 建築確認申請等の手続業務
 - (ソ) 学校施設の市への所有権移転に関する業務
 - (タ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- イ 学校施設の維持管理業務
- (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 建築設備保守管理業務
 - (ウ) 環境衛生管理業務
 - (エ) 保安警備業務
 - (オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

6. 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。）に基づき、民間事業者が、市と事業契約を締結し、学校施設の設計及び建設等を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における新小学校及び既存校の維持管理業務を遂行する方式（BTO方式及びRO方式）により実施する。

7. 事業期間

事業契約の締結日から平成 5 1 年 3 月末までの期間とする。

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、学校施設整備業務及び学校施設の維持管理業務について、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断できる場合に特定事業として選定することとした。具体的な判断基準は次のとおりである。

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できること。

2. 評価の方法

選定基準を踏まえ、本事業のうち学校施設整備業務及び学校施設の維持管理業務を市が直接実施する場合及び民活事業者が実施する場合を比較して次の評価を行う。

- ① 市の財政負担額の縮減について、定量的に評価する。
- ② 公共サービス水準の向上について、定性的に評価する。

3. 定量的評価（財政負担額の縮減）

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none">・ 調査設計関連費・ 設計費・ 建設費・ 工事監理費・ 除却費・ その他事業費・ 維持管理費・ 起債利息	<ul style="list-style-type: none">・ 調査設計関連費・ 設計費・ 建設費・ 工事監理費・ 除却費・ その他事業費・ 維持管理費・ 起債利息・ 割賦利息・ アドバイザー委託費
共通条件	インフレ率：0.0% 割引率：2.0% 事業期間：約 23 年間 施設規模：新小学校及び既存校 4 校の改修	

項目(続き)	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
算定方法	同種の公共施設整備の実績等を基に本事業において整備する学校施設を想定し算定	民間事業者へのヒアリング等により設定した一定割合のコスト削減が実現できるものとして算定
資金調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源 ・ 交付金 ・ 地方債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源 ・ 交付金 ・ 地方債 ・ 自己資金、出資金 ・ 市中銀行借入金

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市が直接事業を実施する場合に比べ、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 8.7%程度削減されるものと見込まれる。

	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
指数	1 0 0	9 1 . 3

4. 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業を PFI 事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

- ① PFI を導入することにより新小学校の整備と既存校の改修等を一体で発注することが可能となり、教育環境のさらなる向上が早期に実現可能となる。
- ② 性能発注による設計、建設、維持管理の一括発注となることから、幅広く民間事業者のノウハウの導入が可能で、事業全体を通じて、より合理的かつ効果的な学校施設の整備が可能となる。
- ③ 維持管理の効率性を十分に検討した提案がなされることから、供用開始後において、合理的かつ、効果的な維持管理の実施が期待でき、施設を使用する児童等の安全、安心を高めることが出来る。

5. 総合評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べ、市の財政負担額において約 8.7%程度の削減と、公共サービス水準の向上の可能性が認められる。

このため、本事業を P F I 事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業を P F I 法第 7 条の規定により、特定事業として選定する。